

皇帝の聖旨、若しくは官衙相互間の往復文書を時代を逐うて配列したに外ならぬのであつて、その然らざるものは極めて稀に引用せられてある至元新格、大元通制等と、篇末に載せてある天下水陸の驛站の數、驛站備付の船車牛馬の數の如きである。而してこれとても當時の官府の記録に據つて、その儘に鈔出したものであることはいふまでもない。それで至順元年頃に至るまでの元代の驛傳の制度を考へるに就いて、この書が第一等の史料に屬することは勿論であつて、次に述べるが如く、この書に依據しながら、然も格別深き考察も加へないで編纂の功を急いだ元史の站赤篇の如きが如何に杜撰なものに過ぎないかを知る時に、吾人はこの根本史料を収録した經世大典の出現に對して深き感謝を捧げなければならぬ。殊にこれ等の聖旨や公文書は單に聖旨典制を記すだけで無く、如何なる事情及び經過によりてこれが發布せらるゝに至つたかを細微に互つて示して居るので、元史站赤篇がこれを削り去つて、たゞ聖旨典制のみを記して居るのと比較すると、その價值に於て雲泥の差が存することを知らねばならぬ。

凡そ元代の典制を記した書には特種の文體が用ゐられ、その難解、人をして茫然たらしむるものあること、例へば元典章に於て認むるが如くである。これはその根本になつた文書が蒙古語で書かれ、漢文のものは成るべくそれに近く譯出されたに過ぎない爲であると解すべきこと、曾て余の論述したところである。この書もまたこの例に洩れず、前述の如く「譯ニ國言所レ紀典章ニ爲ニ漢語ニ」とはいふものゝ、普通の漢文の體を成さぬ所が多い。尤もその程度は元典章に於けるが如く甚しくはないが、それにしても決して解し易きものではない。こゝに印出する書には句讀の圈點が施してあるが、これには誤讀の結果と思はれる加點が甚だ多い。これが何人に依りて加點されたものであるかは知るを得ないけれども、此の如く誤讀せられて居るところを見ても、如何にこれが明代の支那の人に取